

日刊 (日曜日、土曜日、休日休刊)

# 東京都公報

発行 東京都

## 目次

### 告示

○ 建築基準法による道路位置の指定……………

…(都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第二課)…

○ 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定の一部解除……………

…(環境局環境改善部化学物質対策課)…

○ 漁業災害補償法による特定第二号漁業者の共済契約締結の同意成立の届出……………

…(産業労働局農林水産部水産課)…

○ 不在者投票管理者を置く施設の指定……………

…(産業労働局農林水産部水産課)…

### 告示 (選)

○ 不在者投票管理者を置く施設の指定……………

…(産業労働局農林水産部水産課)…

○ 不在者投票管理者を置く施設の指定取消し……………

…(産業労働局農林水産部水産課)…

○ 開発行為に関する工事完了……………

…(都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第二課)…

○ 採石業務管理者試験の実施……………

…(産業労働局商工部地域産業振興課)…

## 告示

● 東京都告示第九百二十八号

建築基準法 (昭和二十五年法律第二百一十号。以下「法」)

という。)第四十二条第一項第五号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

なお、関係図書は、東京都多摩建築指導事務所に備え置いて縦覧に供する。

令和五年八月二十二日

東京都多摩建築指導事務局長

名 取 伸 明

指定に係る道路の種類

指定年月日

指定に係る道路の種類

指定年月日

指定に係る道路の種類

指定年月日

指定に係る道路の種類

指定年月日

指定に係る道路の種類

指定年月日

指定に係る道路の種類

指定年月日

指定に係る道路の種類

指定年月日

指定に係る道路の種類

指定年月日

指定に係る道路の種類

指定年月日

指定に係る道路の種類

指定年月日

指定に係る道路の種類

指定年月日

定有害物質の種類 鉛及びその化合物

三 講じられた汚染の除去等の措置 土壌汚染の除去

● 東京都告示第九百三十号

漁業災害補償法 (昭和三十九年法律第百五十八号。以下「法」という。)第百八条第五項において準用する法第百

五条の二第三項の規定により、発起人から特定第二号漁業

者の共済契約の締結の申込み又は規約の設定について同意

成立の届出があり、当該同意は法第百八条第五項において

準用する法第百五条の二第四項に規定する要件に適合する

と認められるので告示する。

令和五年八月二十二日

東京都知事 小 池 百合子

加入区の 発起人氏名 住 所 同意成立 年月日

利島村加 梅田 寛 利島村五十一番地 令和五年六

入区 森山 武 同 村二百五十五番 月二十三日

小笠原母 築館 宏文 小笠原村母島字元地 同日

島加入区 有賀 正治 同 所字船見

台

## 告示 (選)

● 東京都選挙管理委員会告示第九十二号

公職選挙法施行令 (昭和二十五年政令第八十九号) 第五

十五条第二項及び第四項第二号 (地方自治法施行令 (昭和

二十二年政令第十六号) において準用する場合及び最高裁

判所裁判官国民審査法施行令 (昭和二十三年政令第百二十

二号)においてその例によることとされる場合を含む。)の規定に基づき、不在者投票を行うことができる施設を次のとおり指定した。

令和五年八月二十二日

東京都選挙管理委員会

施設の名称 所 在 地

介護付有料老人ホーム 江戸川区西葛西二丁目十九番十二号

桜ヶ丘記念病院 多摩市連光寺一丁目一番一号

●東京都選挙管理委員会告示第九十三号

公職選挙法施行令(昭和二十五年政令第八十九号)第十五条第二項及び第四項第二号(地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)において準用する場合並びに最高裁判所裁判官国民審査法施行令(昭和二十三年政令第二百十二号)においてその例によることとされる場合を含む。)の規定に基づき、不在者投票を行うことができる施設として指定した次の施設につき、その指定を取り消した。

令和五年八月二十二日

東京都選挙管理委員会

施設の名称 所 在 地  
介護老人保健施設 ケア 目黒区中目黒二丁目三番八号  
なかめぐろ

公 告

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、

完了した。

令和五年八月二十二日

東京都多摩建築指導事務所長

名 取 伸 明

開発区域又は工区に 許可を受けた者の  
含まれる地域の名称 住所及び氏名

清瀬市中里一丁目七百二十二番七から同番九まで 清瀬市中里一丁目七百二番 地 松村 一夫

府中市押立町二丁目二十番二、府中市白糸台三丁目十八番 同番四、同番十及び同番十一 地の八 戸塚 和子

採石業務管理者試験の実施について

採石法(昭和二十五年法律第二百九十一号)第三十二条の十三第一項の規定により、採石業務管理者試験を次のとおり実施する。

令和五年八月二十二日

東京都知事 小 池 百合子

一 試験日時

令和五年十月十三日(金曜日)午前十時から正午まで

二 試験会場

青梅市河辺町六丁目四番地の一  
東京都青梅合同庁舎三階 第一会議室、第二会議室及  
び第三会議室

三 受験資格

特になし

四 試験方法及び試験科目

(一) 試験方法

筆記試験により行う。

(二) 試験科目

ア 岩石の採取に関する法令事項(環境保全等関係法令事項を含む。)

イ 岩石の採取に関する技術的な事項(岩石の採掘、発破、破砕選別、汚濁水の処理、脱水ケーキ(脱水処理に伴って生ずる湿状の岩石粉)の処理、廃土及び廃石のたい積並びに採掘終了時の措置に関する技術的な事項)

五 受験手続

(一) 受験案内書の配布

ア 配布期間

令和五年九月六日(水曜日)から同月二十七日(水曜日)まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。

イ 配布場所

東京都産業労働局商工部地域産業振興課及び各支庁

(二) 受験願書の受付期間及び受付時間

ア 受付期間

令和五年九月十九日(火曜日)から同月二十七日(水曜日)まで。ただし、東京都の休日に関する条例に定める休日を除く。

イ 受付時間

午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までの時間を除く。

(三) 受験願書の受付場所

東京都産業労働局商工部地域産業振興課（新宿区西新宿二丁目八番一号）及び各支庁

(四) 提出書類

ア 受験願書（東京都で指定した様式）

イ 受験票（東京都で指定した様式）

ウ 写真（縦六センチメートル、横四センチメートル

とし、六箇月以内に撮影した正面、上半身の無帽無

背景のもの）

ア及びイの用紙は、受験案内書の配布場所で配布す

る。

(五) 受験手数料

八千百円

六 問合せ先

東京都産業労働局商工部地域産業振興課

電話〇三（五三三〇）四七八八

発行  
東京  
東京都新宿区西新宿三丁目八番一  
号(代)

郵便番号  
163-8001

定価  
本号  
一箇月 六、六〇〇円  
(郵送料を含む)

印刷所  
勝美印刷株式会社  
東京都文京区白山一丁目十三番七  
号(代)

郵便番号  
113-0001

